

小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続について【初めて助成の申請をする方】

申請時期

助成を受けたい治療の開始日までに申請をしてください。(必要書類が揃っていても申請が可能です。)

※原則、申請日又は指定医師が記載した治療開始日(医療意見書に記載)のうち、どちらか遅い日を受給者証の有効期間の開始日とさせていただきます。

※初めて申請される方は、18歳の誕生日の前々日までにご提出ください。

【治療の開始日までに申請できない場合】

必要書類が揃っていない、治療開始日までに申請書を記入する時間がない等により事前申請が困難な場合、メールアドレスによる仮申請(電子申込システム)が可能です。

後日、申請書類の提出は必要ですが、受給者証の有効期間の開始日は仮申請を行った日からとなります。必要に応じてご活用ください。



電子申込システムはこちらから↑

申請方法

吹田市立保健センターに直接必要書類を提出してください。

ただし、来所が難しい場合は、郵送により受け付けることも可能です。

※郵送の場合は、書類の不足や記入・押印漏れ等の不備がないよう十分に注意してください。

申請時にあたっての留意事項

○申請をした場合でも、審査の結果により不承認となる場合があります。(不承認の場合はその旨を通知します。)

○申請に当たっては、吹田市が支給認定を行うに当たって、以下の処理を行うことについて同意を求めています。

- ① 受診者及び支給認定基準となる世帯の世帯員(同一の医療保険に加入されている方)について、住民基本台帳ネットワークを通じてマイナンバーを取得・利用し、住民記録情報及び市税情報等を閲覧・利用させていただきます。
- ② 受診医療機関、指定医等に認定に必要な情報を照会・取得させていただきます。

○その他制度の詳細につきましては、『「小児慢性特定疾病医療費助成制度」利用の手引き』をお読みいただきますようお願いいたします。

申請時に用意する書類等

全員必要な書類と、一部の方のみ必要な書類があります。

裏面に記載の書類等のうち、自身の申請に必要な書類を確認した上で、申請手続を行ってください。

< 全員必要な書類等 >

| 書類名称 | 留意事項 |
|---|--|
| ①小児慢性特定疾病医療費支給申請書兼同意書 | 吹田市所定の様式を使用してください。 |
| ②小児慢性特定疾病医療意見書（申請日から3か月以内発行のもの） ※転入の場合のみ不要 | ・主治医（指定医）に書類を記入（作成）するよう依頼してください。 ・様式については、疾病ごとに異なる様式が定められており、「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページに掲載されています。 |
| ③健康保険証の写し | 【被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合等）の場合】 ・受診者本人の健康保険証の写し ※被保険者の氏名の記載がない場合は、被保険者分も必要です。 |
| | 【吹田市国保、国民健康保険組合(業種別国民健康保険組合)の場合】 ・同じ医療保険にご加入の方全員分の健康保険証の写し |
| ④おたずね（アンケート） | 吹田市所定の様式を使用してください。 |
| ⑤前市の受給者証の写し | ※転入による新規申請の場合のみ |

< 一部の方のみ必要な書類等 >

| 書類名称 | 留意事項 |
|---|---|
| ●重症認定申請者、人工呼吸器装着者又は体外式補助人工心臓装着者 医療意見書別紙（申請日から3か月以内発行のもの） | 吹田市所定の様式にて主治医（指定医）に作成を依頼してください。 |
| ●6か所以上の医療機関（薬局・訪問看護を除く）で受診される場合 受診を希望する指定医療機関追加申請書 | 受診する予定のある医療機関のみ記入してください。こちらを提出された方には、受給者証が2枚以上交付されます。 |
| ●業種別国保にご加入の方 | |
| ①同意書（保険者照会用） | 吹田市所定の様式を使用してください。 |
| ②申請者と同じ業種別国保にご加入の方全員分の課税証明書 | 所得区分更新の都合上、毎年7月末までに最新の課税証明書が別途必要となります。 ※16歳未満で無収入の方については不要です。 |
| ●1～6月に受給開始予定であり、前年の1月1日以降に転入された方（①②どちらか必要） 7～12月に受給開始予定であり、当年の1月1日以降に転入された方（①②どちらか必要） ※原則、申請日又は医師が記載した治療開始日（医療意見書に記載）のうち、どちらか遅い日を受給開始日とします。 | |
| ●被用者保険にご加入の方で、市町村民税非課税の方（①のみ必要） | |
| ①課税証明書 （被用者保険＝被保険者分 吹田市国保＝世帯全員分） | 受給開始が4～6月の場合は前年度、7～3月の場合は当年度の課税証明書が必要です。また、所得区分更新の都合上、毎年7月末までに最新の課税証明書（例年6月以降取得可）が必要です。 |
| ②同意書（情報連携用） ※被用者保険の場合は不要 | 申請書に個人番号（マイナンバー）の記入を必要とします。 |
| ●受診者と同一の医療保険上の世帯に、小児慢性特定疾病又は指定難病の対象者がいる方 対象者の受給者証の写し | 現在申請中の場合は、その旨をお申し出ください。 |
| ●市町村民税非課税の方で、障害年金や特別児童扶養手当等を受給されている方 当該年金等による収入額を証明する書類の写し | 申請書の同意欄5の3番目（階層区分Ⅲ了承欄）をチェックした場合は不要です。 |
| ●生活保護を受給されている方又は中国在留邦人等支援給付を受けている方 生活保護受給証明書（原本）又は中国在留邦人等支援給付の受給が確認できる書類の写し | |